

別紙 D

請求項の対応

PPH 審査を申請する出願のすべての請求項が、OEE で特許可能と示された一つ以上の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されていないなければならない。請求項が「十分に対応している」と見なされるのは、翻訳や請求項の記載形式による差異を考慮した上で、OLE の請求項 の範囲が OEE の請求項の範囲と同一であるか類似している場合、又は OLE の請求項の範囲が OEE の請求項の範囲より狭い場合である。

請求項の範囲が狭められるのは、OEE の請求項が明細書で裏付けられる追加的な特徴によって更に限定されるように(他の請求項の記載による限定を含む) 補正される場合である。

ある請求項が OEE で特許可能と示された請求項に新たな又は異なるカテゴリの請求項として追加される場合、当該 OLE 請求項は OEE の請求項に十分に対応しているとは見なされない。例えば、OEE の請求項が製品の製造方法に関する請求項(プロセスクレーム)のみからなる場合に、当該プロセスクレームに従属する製品クレームが追加された OLE の請求項は OEE の請求項に十分に対応しているとは見なされない。

(実際の運用においては、「十分に対応している」か否かの判断は、OLE の裁量によりある程度柔軟に行うことができる。)